

以下の取扱いとは令和4年9月20日時点のものであり、今後状況の変化に応じて変更の可能性があります。

令和2年3月4日  
改訂版: 令和2年4月9日  
第3版: 令和2年5月19日  
第4版: 令和3年6月8日  
第5版: 令和4年2月8日  
第6版: 令和4年9月20日  
福島大学危機対策本部

### 新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の休暇等の措置について(R4.9.20 第6版)

当分の間、新型コロナウイルス感染症に感染又は疑いのある場合の教職員の休暇等の措置を以下のとおりとする。

1. 教職員本人又は同居する家族等に咳、のどの痛み、発熱等の風邪症状や嗅覚味覚障害等がみられる場合
  - ・標記の症状がある場合は無理をせず休み、かかりつけ医、診療検査医療機関または福島県の「受診・相談センター」に相談する。医療機関の受診または対象者自身が行う検査等により感染が確認された場合には2. の措置とする。
  - ・勤務しないことがやむを得ないと所属長が認め、自宅待機を行う場合は「特別休暇(出勤困難休暇)」とする。体調に問題がない場合には、在宅勤務も可能とする。期間は医師等の指示によるものとする。
  - ・状況は逐次、所属長へ連絡する。
2. 感染が確認された場合
  - ・感染が確認された場合には、確認日以降を正規職員、契約職員及び嘱託職員は「病気休暇」、パートタイム職員及び非常勤講師は「傷病休暇」とする(「年次有給休暇」の取得も可。)
  - ・状況は逐次、所属長へ連絡する。
  - ・所属長は、令和4年3月22日開催危機対策本部会議決定のフローチャートにより総務課、人事課、保健管理センターへ連絡する。
  - ・厚生労働省の療養解除基準に準じた期間を超えて療養を要する場合は、それが確認できるもの(医師の診断書等)を所属長あてに提出する。
3. 陽性者等から「濃厚接触者」に該当する旨の連絡を受けた場合
  - ・福島県作成「濃厚接触者の確認方法」<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/increase.html#onegai> にしたがって確認し、「濃厚接触者」に該当している場合は在宅勤務とし、5日間の自宅待機を行う。体調不良を感じたら1. の措置とする。
  - ・自宅待機中の状況は、逐次、所属長へ連絡する。
  - ・発熱等の症状がなく、5日間の自宅待機期間が経過したら、通常勤務に戻る(自宅待機期間等の終了日を所属長等へも知らせる)。ただし、解除後も、7日間が経過するまでは、検温など健康状態の確認を行い、リスクの高い場所の利用、会食等は避ける。
  - ・在宅勤務を行わない場合は、各自の年次有給休暇等で休む。
4. 「濃厚接触者」に該当しないが、感染者や濃厚接触者との接触があった等で出勤に不安がある場合
  - ・教職員本人又は同居する家族等が感染者や濃厚接触者と接触した場合等において、本学に感染を拡大させる懸念がある場合には、所属長と相談の上、在宅勤務を認める。
  - ・その他取扱いは、3. と同様の措置とする。
5. 教職員の子どもの通園・通学する幼稚園・学校が休校措置等となった場合
  - ・再開までの期間のうち、子どもの世話をを行うため勤務しないことがやむを得ない場合は「特別休暇(出勤困難休暇)」とする。ただし、当該幼稚園・学校の休日・長期休業期間については「特別休暇(出勤困難休暇)」の対象とはならない。
  - ・対象となる子どもは、小学3年生以下とする。
  - ・「子どもの世話をを行うため勤務しないことがやむを得ない場合」とは、当該子どもの面倒を見る者が当該教職員以外にいない場合とする。そのため、以下のような場合は対象としない。
    - a. 当該子どもの祖父母・親族等が同居又は近接して居住しており面倒を見ることが可能な場合
    - b. 教室解放などで、学校が受け入れ可能な場合
    - c. 通常利用している学童保育等が受け入れを行っていて、預けることが可能な場合
    - d. 配偶者等の勤務先が閉鎖等で休業となり、在宅で面倒を見る事が可能な場合

【担当】人事課労務係

内線: 2288・2287 外線: 024-548-8008